

暮らしのお知らせ

災害時の情報収集に

防災行政無線 なりたメール配信サービス

市では、地震や大雨などの際に発表される警報など、防災に関する情報を市内149カ所に設置されている防災行政無線やなりたメール配信サービスでお知らせしています。

災害時の情報収集手段として活用してください。

防災行政無線

いち早く防災情報を伝えるため、防災行政無線を放送しています。防災行政無線は、強風や雨などの気象の影響を受ける場合のほか、気密性が高い住宅では聞き取りにくくなる場合があります。

聞き逃した時など

は防災行政無線テレホンサービス



なりたメール配信サービス

(☎0120・38・

3898)や、なり

たメール配信サー

ビスホームページ、



防災情報X

認できます。

なりたメール配信サービス

防災に関する情報などを多言語でパソコンやスマートフォンなどに配信しています。

外出している場合などでも屋外の防災行政無線の放送内容を受け取ることができます。

配信を希望する場合は事前登録

をしてください。登録は無料です。

配信内容(選択可) 防災情報、大

気に関する情報、消防情報、防

犯・安全情報、防災行政無線情

報

対応言語 日本語、英語、韓国語

中国語(簡体字・繁体字)、ポ

ルトガル語、スペイン語、タガ

ログ語、タイ語

登録方法 下の

QRコードを読

み取るか、登録

用アドレス(ユ



登録は
こちらから

aria@sg.jp)に空メールを送

信して登録する

※くわしくは道路管理課(☎20・

1523)へ。登録方法につい

ては、祝日を除く月～金曜日の

午前9時～午後5時30分に受託

会社バイザー(☎0570・7

83・773)へ。

4月から担当部署が変わります

交通安全施設

これまで交通防犯課が担当していた交通安全施設(車止めやカーブミラー、ガードレールなどの管理を道路管理課が引き継ぎます。これらの施設も含め、

道路の損傷に関して

は連絡フォームから

も通報できます。

※くわしくは道路管理課(☎20・

1551)へ。



連絡フォーム

水田・畑作農家の皆さんへ

イノシシなどによる

農作物被害防止

市では、イノシシなどによる農作物被害を防止するための、防護

消費生活センターからお知らせします

「+」から始まる国際電話による詐欺に注意!

国際電話は、+ (プラス) から始まる番号からかかってくる電話で、+ に続く1~3桁の数字により、どこの地域からかかってきたかが分かるようになっています。

近年では、国際電話を使った詐欺が増えています。消費生活センターでも「+から始まる知らない番号から電話があった」といった問い合わせを多く受けているほか、合成音声で「未納料金がある」「2時間後に電話が使えなくなる」などと脅され、お金を支払ってしまったという被害も報告されています。

+1、+44など+から始まる番号にはくれぐれも注意し、海外からの電話に心当たりがない人は電話に出ず、かけ直しもしないようにしましょう。

国際電話を使えないようにするには

固定電話の場合は国際電話不取扱受付センター(☎0120-2103 64)、携帯電話の場合は契約している携帯電話会社に問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

柵の購入費の一部を補助します。

ただし、交付決定される前の購入

費は対象外です。

対象 耕作面積が30アール以上ま

たは年間の販売金額が50万円以

上の市内の農業者

補助額 防護柵の設置にかかる費

用の50パーセント(上限2万円)

申請方法 市ホーム

ページまたは農政

課(市役所4階)に

ある申請書と必要書類を直接ま

たは郵送で同課(〒280-85

85花崎町760)へ

※くわしくは農政課(☎20・154

1)へ。



市ホームページ

変更認可に伴う縦覧

成田市計画下水道計画

都市計画事業の変更図書を送付を受けたので縦覧を行います。

場所 下水道課(市役所5階)

内容 下水道事業成田市第1号公

共下水道

※くわしくは下水道課 ☎20・1553へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額(仮徴収額)は、令和7年2月分と同額です。

10・12・2月の特別徴収額は7

月下旬にお知らせします。

口座振替での納付を希望する人は、金融機関窓口ま

たは市ホームページ

にある専用サイトで

手続きの上、手続き

したことが分かる物を持って保険

年金課(市役所1階)へ来てくださ

い。

※くわしくは同課(国民健康保険

☎050・1808・7160、

後期高齢者医療保険 ☎20・1

547へ。

納期限までに支払いを

市税などの納付

市税などは、決められた納期限までに納付してください。

納期限までに納めなかった人に

対しては、督促状や催告書を送付

し、納付を促しています。

口座振替をお勧めします

市税などの納付には、納め忘れ

のない口座振替が便利です。一度

申し込みをすれば、次年度以降も

口座振替が継続されます。

口座振替は、市ホー

ムページからアクセ

スできる専用サイト、

または取扱金融機関

の窓口で申し込みます。

納付が困難な場合は相談を

病気や失業、事業収益の減少な

ど、やむを得ない理由で税金を納

期限までに納めることが難しい場

合は、必ず納期限内に納税課 ☎20・

1519に相談してください。

休日窓口サービスで相談を受け

付けています。生活状況などを聞

き取った上で、徴収を猶予する制

度などもあります。

納期限を過ぎると、年8・7

パーセント(納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・4パーセント(令和7年の場合)の延滞金が発生します。

滞納が続く場合は財産調査を行

い、預貯金や給与、不動産、生命

保険、自動車などの財産を差し押

さえる滞納処分を執行します。

※くわしくは納税課へ。

住所が変わったら手続きを

転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、

新・旧住所、新・旧世帯主氏名を

控えてきてください。届け出に來

た人の本人確認のため、マイナン

バーカードや運転免許証などが必

要です。

また、住所が変わる人のマイナ

ナンバーカード、写真付きの住民基

本台帳カード(住基カード)なども

持ってきてください。

外国籍の人は在留カード、特別

5)へ。

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナポータルなどで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカード・住基カード(いずれも持っている人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険の資格が分かる物*・後期高齢者医療保険の資格が分かる物*・介護保険証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカード・住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険の資格が分かる物*・後期高齢者医療保険の資格が分かる物*・介護保険証(いずれも加入している人)

* 保険証や資格確認書など

永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要で

す。なお、市民課では、毎週日曜日

も各種届け出を受け付けています。

※くわしくは同課 ☎20・152

5)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



3月1日(土)~15日(土)

- 1日 成田高校卒業式
- 5日 建設水道常任委員会
- 6日 空港対策特別委員会
教育民生常任委員会
- 7日 成田用水土地改良区総代会
経済環境常任委員会
- 8日 生涯大学院卒業式
藤リハビリテーション学院卒業式
- 9日 成田市野球協会合同開会式
国際医療福祉大学卒業式
伊能歌舞伎定期公演
- 10日 総務常任委員会
- 11日 予算特別委員会(～14日)
根木名川土地改良区総代会
- 13日 成田中学校卒業式
- 14日 成田小学校卒業式
- 15日 日本自動車大学校卒業式



生涯大学院卒業式で(8日)

暮らしのお知らせ

開始・中止は早めに連絡を

水道・公共下水道

水道・公共下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替などの申し込みは、ヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・88800)に連絡してください。

同社ホームページ

ジでも使用開始・中止の申し込みができます。



ヴェオリア・ジェネッツ
ホームページ

ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001・245)へ連絡してください。
※くわしくは水道については水道部業務課(☎22・0269)、公共下水道については下水道課(☎20・1553)へ。

令和7年度の募集開始

なりた景観資産

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられて良好な景観を望むことができる場所を「なりた景観資産」として登

録しています。

景観資産は、随時募集していますので、お気に入りの場所を推薦してください。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)または市ホームページへ。



市ホームページ

1562)または市ホームページへ。

土地所有者にも責任が

無許可埋め立ての禁止

市内で土砂などによる500平方メートル以上の埋め立て、盛土・堆積を行う場合は条例で定める手続きが必要となります。

許可区域外や無許可での埋め立てなどの違法行為には条例で罰則が定められていて、事業者や施工者だけでなく土地所有者も処罰の対象になります。土地を適正に管理するために、土地所有者は次のことに注意してください。

- 事業者などが手続きを行う際は自らも市に届ける書類を確認し、控えを保存する
- 土地を提供する場合は隣接地などとの境界を明確にする
- 事業期間中は定期的に見回りをを行い、許可区域外で埋め立てが

行われているなど、工事が計画通りに実施されていない場合は中止させる

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

補助金を交付

住宅用省エネルギー設備

市では、住宅用省エネルギー設備を設置した人へ、一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。

補助金の交付要件や補助対象は市ホームページで確認してください。



市ホームページ

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

令和7年度の受け付けを開始

ドッグランの利用登録

広沿街区公園(ウイング土屋内)にあるドッグランの令和7年度の利用登録の受け付けを開始します。
登録方法Ⅱ公園緑地課(市役所5階または市ホームページ)にあるドッグラン利用登録申請書兼誓

約書愛犬のカラー

写真(4×3センチ

メートル)2枚、

鑑札またはマイク

ロチップ登録証明書、狂犬病予

防注射済票(申請日の1年以内

に注射したことが証明できる

物)を持って公園緑地課へ

使用料Ⅱ無料

※くわしくは同課(☎20・1562)へ。



市ホームページ

所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽の設置や維持管理に係る費用の一部を補助しています。

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から、合併処理浄化槽へ設置替えを行う場合には、撤去工事にかかる費用などの一部が補助額に上乗せされます。

補助を受けるには条件がありま

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿や台

がいこくじん みな
外国人の皆さんへ

ごみの出し方・分け方 パンフレット

市では、ごみの出し方が分かるパンフレットを外国語で配布しています。

対応言語 = 英語、中国語(簡体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、シンハラ語

配布場所 = クリーン推進課(市役所5階)、市ホームページ

※くわしくは、クリーン推進課(☎20-1530)へ。



市ホームページ